

共和政末期ローマの立法過程におけるコンテイオ

——ガビニウス法(前六七年)のコンテイオについて——

米 本 雅 一

はじめに

前六七年、護民官A・ガビニウスによって、一つの法案が提起される。その法案の内容は、元コンスルのなかからひとりの指揮官を選出し、地中海において活動していた海賊を討伐する命令権を賦与するというものであった。その権限がおよぶ地理的範囲は地中海全域にわたり、その任期は三年とされた⁽¹⁾。当時のローマは深刻な食糧不足に悩まされており、その原因のひとつが海賊による輸送経路の断絶と考えられていた。それに対処するものとして、この法案が提起される⁽²⁾。

この法案の外政的な背景としては、東方問題の解決ということがある。前七〇年代後半から、ローマはポントウス王ミトリダテスとの戦いを再開し、東方の軍事活動が重要な政治課題となっていた。それに呼応して、海賊の活動が活発化したため、ガビニウス法は単に食糧問題への対応というだけでなく、東方問題の一環としての意味合いが強いものであった⁽³⁾。ガビニウス法の可決によって指揮官に任命されたポンペイウスは、翌年、ミトリダテス戦争の指揮

権を与えられ、権限の拡大をされている。このことから、ガビニウス法がミトリダテスとの戦いも視野に入れた、東方問題の文脈で提起されていることがわかる。

他方、内政的な背景に目を向けると、スラによって停止された護民官による法案提起の権限が前七十年に回復されており、その三年後である六七年に護民官によって提起されている法案であることの意味は大きい。ガビニウス法が注目されるのは、元老院の反対にもかかわらず、民衆の支持を基盤とし、法案が成立しているという点である。これは元老院を中心としたスラの体制の終焉を意味するものと評価できる⁽⁴⁾。

このように、ガビニウス法はこの時期のローマが抱えていた外政と内政の問題、さらに食糧不足というローマの民衆にとっては切実な問題の交差点に位置するものであった。このようなガビニウス法の諸問題の交錯を具現化している場が、法案についての演説が行われた集会であるコンテオ *comitio* であった。

本稿はガビニウス法の成立過程で行われたコンテオに焦点を当てている。コンテオの研究は、現在、共和政の政治史研究において政治と民衆の関係性を理解するうえでの重要なテーマのひとつになっている⁽⁵⁾。本稿は、立法過程におけるコンテオの政治的意味について考察することを目的としており、ガビニウス法という具体的な事例を扱う。ガビニウス法を取りあげるのは、帝国の拡大と権力の集中という共和政末期における政治課題において、立法の成立過程におけるコンテオの働きをどのように位置付けることができるのか、そして、コンテオを媒介にして民衆が政治にどのように関わっていったのかという問題に繋がる。また、それは共和政末期の政治闘争を経て、元首政の成立に至る過程のなかで、ローマの民衆が政治とどのような関わりを持ったのかということを知るうえで、ひとつの手がかりになると思われる。

I 共和政史研究のなかでのガビニウス法

従来の共和政史研究におけるガビニウス法の扱われ方は、法案成立の裏にあるポンペイウスとガビニウスの同盟関係、あるいは元老院対ガビニウス、ポンペイウスの権力闘争に関心を寄せるものが主であった⁽⁶⁾。このような関心の注がれ方は、政治過程をクリエンテラ論や政治家どうしの関係性によって説明しようという研究動向が色濃く反映されている。そのためガビニウス法の成立に大きく介入したように思われる民衆の姿はこれらの研究からはほとんど見えてこない。クリエンテラ論には批判的なブラント(P. A. Brunt)の研究では、ガビニウス法に関する記述において民衆や政治家が行った演説について触れられている。しかし、ブラントの関心はクリエンテラ論や政治家内部の党派によって政治が動かされているわけではないことを主張することであり、その視点は政治家がどのようにに権力を獲得したかということに向けられている。そのため、政治家にとつての政治的手段としての民衆の支持を得ることや演説の側面が強調されており、政治と民衆の関係性への関心は希薄である⁽⁷⁾。

従来の研究のほとんどが本稿のテーマであるコンテイオについて沈黙している。演説が行われた事実の言及があったにせよ、それについての分析・評価はなく、ましてコンテイオという場を政治と民衆の関係性という視点から見ているものはなかった。ガビニウス法のコンテイオが具体的な考察の対象、考察の事例としてあげられるようになるのは、ミラー(F. Millar)が共和政の政治におけるコンテイオでの演説の重要性を主張して以降である。ミラーは従来の研究がコンテイオでの演説に関心を向けてこなかったことに対して、研究者たちは「演説者の声と民衆の反応に対して耳を貸してこな」かったと批判しており⁽⁸⁾、その批判はガビニウス法へのアプローチにも当てはまる。

ミラーは共和政末期を扱った二つの著作のどちらにおいても、ガビニウス法について言及している⁽⁹⁾。彼が重視しているのは、個人の権力の集中と地中海世界の治安の安定という、ローマにとって重要な問題に関する法案がコンテイオでの演説を通じて民衆に伝えられ、公の場での議論の対象となり、民会でのローマ市民による投票によって決められたということである⁽¹⁰⁾。ミラーは重要な政治課題が民衆の介入のもとでなされていることの重要性を指摘し、共和政ローマの政治の公開性、民主的要素ということを主張する。そのため、ミラーはガビニウス法におけるコンテイオについて、民衆の前で行われる法案に関する議論の情報開示の側面を重視し、法案の成立過程における民衆の存在を強調している。しかしながら、具体的なコンテイオについての分析は行われておらず、素朴に情報開示を政治の民主的要素として捉えているように思われる。

このようなミラーの見解に対して、モーリセン (H. Mourisén) は民衆の政治参加という視点から、コンテイオの政治的有効性について疑問を提起している。彼はガビニウス法のコンテイオを投票者のための情報提供の場というよりも、民衆の支持をデモンストレーションする場であったと見ている。さらに、ガビニウス法をめぐるコンテイオに見られる聴衆の騒ぎのなかでは、まともな議論はできないとして、コンテイオを媒介にした政治参加ということに疑問を呈している⁽¹¹⁾。モーリセンの見解では、コンテイオは政治的な議論が展開された場というよりも政治的デモンストレーションの場であり、その聴衆は支持者で構成されている党派的な集まりであったとされている。

モーリセンの議論の問題は、理想的な議論が展開される環境にないコンテイオは民衆の政治参加にとって効果はなかったと考えている点である。しかし、彼の言うデモンストレーションということが政治的な存在としての民衆を意識し、そこからの波及効果による民衆の政治への取り込みを期待するものでないとしたら、そもそもコンテイオを開催する必要がないのではないかという矛盾を感じざるを得ない。

本格的にコンテオの問題に取り組んだ最も新しい研究のひとつである、モーステイン・マークス (R. Morstein-Marx) の研究においても、ガビニウス法のコンテオについて検討されている。彼の説では、ガビニウスが戦略的にコンテオを利用することで民衆の力を動員し、それによって反対者への「沈黙効果」を創り出しているとして、コンテオにおけるガビニウスのイニシアチブが強調されている¹⁰³。さらに、政治家の演説によって与えられた言葉によつてのみ、民衆は政治にアクセスでき、コンテオにおいては共和政の政治文化におけるイデオロギーが生産され、そのイニシアチブはエリート側、つまり演説者側であると主張する。この点、彼はコンテオの政治的影響力を高く評価しているが、コンテオの民主的性質を強調しているミラーとは一線を画している。

モーステイン・マークスの見解は非常に納得させられるものであるが、政治家の演説を聴衆の存在が規定している側面もあるということもできる¹⁰⁴。コンテオにおいて民衆と政治家のどちらにイニシアチブがあったのかという問題は答えることが困難な問題である。というよりも、どちらかにイニシアチブが存在するという前提自体に問題があるのではないだろうか。本稿では、イニシアチブの不在という立場にたち、コンテオとは政治家のヘゲモニーと民衆の政治的な力が交錯する場であることを指摘したい。以下、具体的にガビニウス法について見ていく。

II ガビニウス法の成立過程

まず、ガビニウス法が提起され、民会で可決されるに至る過程を確認しておく。ここでは、コンテオでの演説には詳しく触れず、どのような流れで法案が可決に至ったのか、そのなかで支持者、反対者、民衆の動向を中心に見ていきたい。

ディオリカッシウスによれば、ガビニウスはこの法案を提起するにあたり、権限が与えられる將軍の名前を明示しなかつたとされる⁴⁰⁾。しかしながら、この法案にポンペイウスが介入していたことは、ディオもプルタルコスも示唆しており⁴¹⁾、この法案が成立されれば、ポンペイウスが任命されることは周知の事実として民衆にも認識されていた⁴²⁾。しかしながら、以下で考察するコンテイオにおいて主張された法案の反対者（＝元老院議員）の法案への反対意見は、絶大な権限を「ポンペイウスに」与えるということではなく、「ただ一人のものに」与えるということをも理由に展開された。共和政のイデオロギーにおいては、一人の者に権力が集中することは政体を維持するために回避されねばならないものと考えられていた。元老院議員たちが法案に反対した本音は、ポンペイウスへの反発であつたかもしれないが、コンテイオという公的な場で展開された論理はあくまで個人への権力の集中にたいする懸念であり、それは共和政のイデオロギーの維持するための問題であつた。それは単に政治家たちの間での問題ではなく、コンテイオを媒介とし、民衆にも提示された。

民衆はガビニウス法をどのように受け取つたのか。史料に述べられるところによると、コンテイオにおいて法案が読み聞かされると、民衆はそれに対して賛意を示したとされる⁴³⁾。また彼等がポンペイウスへの命令権の賦与を望んでいたことは、法案においてポンペイウスの名前が示されているわけではないにもかかわらず、ポンペイウスが任命されることを周知の事実として受け取つていたことから推察される⁴⁴⁾。キケロは民衆が法案を支持し、ポンペイウスへの命令権の賦与を望んでいたことを次のように述べている。

「実際、この場所 [ロストラ rostra = 演壇] から見られることができたのだが、フォルムに集められ、あらゆる神殿を満たした、すべてのローマ民衆があらゆる部族の共通の戦いへの、*o*、ポンペイウスのただ一人の軍事指

揮権を要求した……」⁽¹⁹⁾（「内は引用者補足」。

史料から読み取れる民衆の反応は、法案がコンティオにおいて提起された時点からこの法案を支持し、ポンペイウスこそがその任にあたるに相応しいと考えていたということである。

民衆の反応とは対照的に、元老院議員たちはこの法案に対して反発を示している。問題の争点は、さきほど述べたとおり、ひとりの人物への権力の集中ということであった。この法案によって賦与される大権は「人々の恐怖心をそそるもの」であるとし、カエサル以外の全元老院議員がこの法案に反対したとされている⁽²⁰⁾。元老院の法案への反対活動はコンティオにおける演説によって展開された。なかでも、当時のコンスル、ピソは激しい批判の演説を行った⁽²¹⁾。これに対して民衆は激しい反発を示し、ピソはガビニウスの介入がなかったならば民衆によって殺されたいとデイオは述べている⁽²²⁾。

デイオの記述では時間の経緯が前後するが、ピソへの暴動が起こる前に法案に反対する元老院に対して、民衆が暴動を起こしていた。

「彼ら〔元老院議員〕は元老院議場においてガビニウスを殺害するところであった。しかし、彼はなんとか逃げたが、民衆は元老院議員たちの意向を知ると、騒ぎたて、彼らの集まっているところに襲撃するほどであった」⁽²³⁾。

この記事によれば、元老院のなかでガビニウスを殺害しようとする動きがあったようである。その後、元老院の態度を知った民衆が元老院を襲ったとされている。モースティン・マークスはこの事件について、ガビニウスがコンティオで元老院による法案への反発の状況を報告したのではないかとし、それによって民衆の怒りが焚きつけられ、元老院の襲撃につながった可能性を指摘する⁽²⁴⁾。元老院の法案への反対、さらにはガビニウス殺害の試みを、民衆が知

ったのはコンテイオの演説であったということ述べている史料はない。しかしながら、このような情報を効果的に民衆に知らせる方法としてコンテイオを用いた蓋然性は高いと思われる。

元老院が反対活動を行う一方で、法案の推進者であるガビニウスとポンペイウスもコンテイオでの演説を行っている⁹⁰。おそらくガビニウスが開催したコンテイオにおいて、ポンペイウスは演説をしたと思われる。演説については後に触れるので、ここではコンテイオにおいて演説が行われたとされていることだけ確認しておきたい。

法案の成立をめぐつて、推進派・反対派双方がコンテイオを中心に活発に活動しているが、反対派、すなわち元老院が劣勢に立たされていたことは、これまで見てきたとおりである。この状況を打開するため、元老院は新たな反対の手段として、ガビニウス以外の護民官に働きかけ、法案に反対するよう要請した。護民官は法案に対する拒否権を有しており、これによって元老院は法案の成立を阻止することを画策したものと思われる。しかし、ほとんどの護民官は民衆の反発を恐れて、元老院の要請には応じなかった⁹¹。護民官が感じていた圧力は、政治活動における民衆の影響力の大きさを示唆するものである。このことは、投票のような明確な政治行動として現れなくても、民衆が政治家の動向に圧力を加える存在としての認識されていることを意味する。

このような状況のなかで、トレベッリウス、ロスキウスの二人の護民官が元老院の要請を受け、法案に対する反対活動を展開した。トレベッリウスは拒否権を行使し、法案成立の阻止を試みている。これに対して、ガビニウスがトレベッリウスの解任要求したため、事態は激化していく。ガビニウスによって召集されたトリプス民会において、トレベッリウスの解任についての投票が開始されると、トレベッリス解任への支持が優勢となり、一七トリプスが解任賛成の票を投じたところでトレベッリウスは拒否権を取り下げた⁹²。

ここでは護民官の拒否権と「民衆の意思」に軋轢が生じるといふ事態が起こっている。そして、(途中で中断され

たが) トリブス民会での決議という形で、護民官の拒否権に対して「民衆の意思」が勝利を収めるという結果になった。モーステイン・マークスは、このことを受けて護民官の拒否権とは、「民衆の意思」の反映でなければならぬとしている⁸⁸。ここでの法案への支持という「民衆の意思」は自発的に生じたものでなく、ガビニウスによる問題の提示によって創出したものである。政治家によるアジェンダの設定によって始めて「民衆の意思」が創出されることは看過できない。しかしながら、「民衆の意思」が創られたものであるにせよ、護民官を解任に追いこむほどの政治的な力を持つものであったといえる。

もう一人の護民官ロスキウスは反対演説を行い、民衆の説得を試みている。このほかに反対の立場から、私人としてホルテンシウス、カトゥルスが演説を行ったことが確認できる。これらの演説については、節を変えて見ていく。

このような過程を経て、民会において法案が可決され、ポンペイウスに海賊討伐の命令権が賦与されることとなる。法案成立の過程を見ればわかるように、民衆の動向が状況を大きく左右している。そして、それはコンテイオを経由し、ガビニウスをはじめとする演説者の意図と交錯するなかで法案の可決に至っている。ガビニウス法の成立の過程では、コンテイオという場が政局の分岐点として作用している。

以下、ガビニウス法の過程で行われたコンテイオでの演説について詳しく見ていきたい。

III ガビニウス法のコンテイオ

ガビニウス法の成立過程のなかで、コンテイオでの演説がなされたことは、前節に確認したとおりである。しか

し、法案の成立過程でコンテイオが何回開催されたのかについて正確な数はわからない。単に史料に述べられていないコンテイオが開催された可能性ということだけではなく、史料にはそれぞれの演説者がどのコンテイオで演説を行ったのかということについて明確な記述がないためである。ひとつのコンテイオにおいて何人かの演説者が登場することは稀なことではない。しかしながら、ガビニウス法の成立過程をみる限り、ひとつのコンテイオですべての演説が行なわれたものとは考えにくい。元老院側の反対活動、それに対する民衆の暴動、トレベッリウスの拒否権発動から解任問題など、前節でみてきた法案成立に至るまでの一連の動向を考慮すると、数回のコンテイオが開かれたと考えるのが妥当と思われる。コンテイオの具体的な数を提示することはできないが、演説者については史料上確認できるすべてのものは以下に述べるとおりである。まず、演説者という視点でガビニウス法のコンテイオをみていきたい。

(一) 演説者

まず、法案の支持者の演説からみていく。第一に挙げなければならないのが、法案の提案者であるガビニウスである。彼が法案成立までに行なったと確認できるコンテイオでの演説は、最初のコンテイオで法案の内容を説明した演説⁹⁹、ポンペイウスが法案の権限を与えられるべき人物であることを述べた演説である¹⁰⁰。先述したが、これに加えて、モースティンニマックスの推察では、ガビニウスが元老院議員たちに襲われ、彼らの態度を民衆に知らせるための演説が行なわれた可能性がある¹⁰¹。これらの演説のうち、内容について明示されているものは、ポンペイウスの権限賦与について述べた演説である。これについては、後述する。

ガビニウスは法案の提案者であるため、単なる演説者であるのみならず、他の者が行なう演説のコーディネータと

いう役割も果たしている。ポンペイウスの演説は、ガビニウスが開催したコンテイオにおいて行なわれたものであり⁸³、カトウルスをコンテイオに召還し、演説をさせているのも彼である⁸⁴。法案をめぐる一連の過程において、ガビニウスは主導的に活動しており、コンテイオを効果的に利用する立場にあった。

このようなガビニウスのコンテイオ戦略について、モーステイン・マークスは「強固に喚起された民衆の力と主催する官職者の力の協力関係が、現実の反対意見と潜在的な反対意見にたいして広範な沈黙効果を創り出している」と評している⁸⁵。

ガビニウス以外に法案支持の演説を行っていることが確認できるのは、ポンペイウスのみである。このとき、ポンペイウスは官職になく、私人として演説を行っている。彼はこの法案の事実上の当事者である。法案が可決されたらポンペイウスに海賊討伐の権限が与えられることは周知の事実となっていたことは既に述べた。そのため、ディオが伝えているポンペイウスの演説の内容は法案を支持する立場からではなく、法案の権限を受け取る者、すなわち海賊討伐の権限を与えられる者としての立場から、権限を与えられることについてのためらいを示すものであった。しかし、ディオによれば、それは表面上の振舞いであり、ポンペイウスは海賊討伐の指揮を行なうことを熱望していたが、受け入れざるを得ない状況下での指揮権の賦与ということを出しているというのである⁸⁶。

ディオが記しているポンペイウスの演説の内容については、実際に行なわれた演説の内容に則しているのかわからない。しかし、ここでは内容の厳密性は問題ではなく、コンテイオの演説における特徴的な点に注目したい。ポンペイウスは「ローマ市民諸君 *Kuivrai*、あなたがたによって称えられ、私はうれしい。……」⁸⁷という言葉で演説を始めている。そして、海賊討伐の指揮を行なうことを躊躇していることを示す演説を行っている。

この演説はこのすぐ後に行なわれたガビニウスの演説とセットになっている。ポンペイウスの演説を受けて、ガビ

ニウスは次のような演説を行つてゐる。

「ローマ市民諸君 *Kuiritae*、このようなポンペイウスはその人格としては立派なことをなしている。彼は任務に進んで就こうともしていないし、彼に提案されたものを即座に受け入れようともしていない。というのも、善き人である彼は官職を得ようともしないし、国事を行うことを欲さないからだ。……（中略）……しかしながら、あなた方にとつて必要であるのはこのようなことではなく、国家にとつて有益になることを選ぶことである。官職を求める者ではなく、その事業に適切なる者をその地位に就けるべきである。前者は多くの人を見つけることができるが、後者は彼のような人物をほかに見つけることはできないだろう」⁸⁷⁾。

この二つの演説はポンペイウスが指揮権を受け入れることを躊躇しているのに対し、ガビニウスが説得を試みてゐるという内容であるが、注目すべき点は両者が「ローマ市民 *Kuiritae*」に呼びかけてゐることである。ここでは聴衆を介し、実質的には演説者どうしでの対話が行なわれている。これはコンティオにおける演説のパターンである。このようなやりとりが為されることで、コンティオにおいて演説者が演説を行なう相手とは常に「ローマ市民 *Kuiritae*」でなくてはならないという認識が体现されている。

また、ガビニウスが「国家にとつて有益」であることという大義を掲げ、「ローマ市民 *Kuiritae*」を説得しているということは、少なくとも、演説の言説というレベルにおいては「ローマ市民 *Kuiritae*」とは政治的行為者としての認識があることを示している。

次に反対の立場の演説をみていく。まず、この年のコンスルであつたピソの演説である。

「そして、コンスルの一人が彼「ポンペイウス」に、ロムルス（Romulus）の真似をする人物はロムルスと同じ最期から逃れることはできないと言つと、彼は群集によつて殺されそうになる危険にさらされた」⁸⁸⁾。

ここであげたプルタルコスPlutarchusの記述では、「コンスルの一人」と述べられているだけであってピソの名前は明示されていないが、彼が演説者だと考えるのが妥当であろう⁹⁸⁾。ピソの演説における反対のポイントpointは個人への権力の集中ということにある。ピソはロムルスになぞらえることで、ポンペイウスを独裁者tyrantⅡ王というイメージで捉え、コンテイオを媒介にして、ポンペイウスの否定的なパブリック・イメージを流布させている。この演説における法案への反対の論理は、共和政ローマの政治文化における価値観に依拠している。共和政ローマの権力分散の志向、独裁体制(あるいは王政)に対する否定的な価値観といったロジックのなかで法案に反対し、ポンペイウスに対する否定的なパブリック・イメージを形成しようとする意図がみられる。また、ピソの抱いている共和政体についての肯定的な価値観がコンテイオにおける演説を通して提示されることで、共和政体のあるべき姿という言説が再生産されていく。しかしながら、それは民衆によって拒絶され、ピソは自らの命を落としかねない状況をまねいた。

次にロスキウスによる反対演説をみていきたい。ガビニウス以外の護民官で演説を行っているのはロスキウスのみである。ロスキウスの演説の状況を史料は次のように述べている。

「ロスキウスが現れると、誰も耳を傾けようとはしなかった。しかし、彼はポンペイウス一人ではなく、二人を派遣せよということを指で示した。これに対して、民衆があまりにも大きな声をあげたため……」⁹⁹⁾

この記事にあるように、正確にいえば、ロウキウスは演説を行っていない。彼は聴衆による怒号のなか、コンテイオにおいて言葉を発することができず、手を使った身振りによって、ポンペイウスのほかにもうひとり指揮官を選出する必要を主張している。ロスキウスの反対のポイントも、海賊討伐という法案の目的よりも、ポンペイウスただ一人に権力が集中することを回避するという共和政的価値観に基づいた権力の分散という点に置かれている。しかし、この主張は民衆によって退けられる。

私人として、反対演説を行っている人物はホルテンシウスとカトウルスである。ホルテンシウスの演説の内容はキケロがマニリウス法を支持する演説のなかで触れている⁴⁰⁾。詳細な内容はわからないが、その演説のポイントは他の反対者と同様、権力の集中に対する批判であったことがわかる。

次にカトウルスであるが、カトウルスの演説の状況については以下のように記されている。

「善き人々のひとりであるカトウルスは民衆の前で言った、『もし彼「ポンペイウス」がこれに派遣され、殺されたら、そのようなことは多くの場合において起こりうるし、特に海においてはそのようなことはよく起こるのだが、あなた方は避けることのできない事態に見合う他のいかなる人物を見つけられるだろうか』と。すべての群衆がまるで以前から決めていたかのように叫んだ、『あなただ』と」⁴¹⁾。

カトウルスの演説は、根底にはポンペイウスへの権力の集中に対する反発があると思われるが、他の反対者とは異なり、ポンペイウスを失う危険性を主張することで、聴衆への説得を試みている。しかし、彼のレトリックは聴衆を説得するには十分ではなく、彼の発した、ポンペイウスの代わりとなる人物がいるのかという問いかけに対して、聴衆は「あなただ」というと反応を聴衆から返されている。

カトウルスに演説の機会を与えているのは、他ならぬガビニウスである。ガビニウスの意図としては、反対活動を行なった護民官の苦境を見た後では、カトウルスは法案支持を表明せざるを得ず、そのことで反対者たちを取り込むことができる考えたようである⁴²⁾。しかし、ガビニウスの思惑に反して、カトウルスはそのコンテイオで法案への反対意見を述べている。これはコンテイオの開催者のイニシアチブについて考えるうえで興味深い事例である。コンテイオにおける開催者のイニシアチブということはよく指摘されることであるが、その理由のひとつに召還する演説者の選択権の保持ということがあげられる⁴³⁾。しかしながら、このコンテイオにおいては、開催者であるガビニウス

のカトゥルスに支持演説を行なわせようという目算は外れている。このことはコンティオの演説には不確定要素が存在し、完全に開催者の統御のもとにあつたわけではないことを示唆している。ただし、カトゥルスの演説は聴衆からの反発によつて失敗に終わり、結果として法案成立を後押しすることになった。このような結果までがガビニウスのコンティオ戦略であつたとも言えなくはないが、どこまでがガビニウスの想定範囲内であつたのかわからない。言えることは、カトゥルスの反対演説よりも、聴衆の反応のほうが政局に大きな影響を持ち得たということである。

以上、ガビニウス法をめぐる演説について見てきた。真意はともかく、法案の支持者は海賊討伐をレス・プブリカの利害と主張している。他方、反対者も共和政の政治的価値観を維持することが、レス・プブリカの利益であると考えている。両者ともにレス・プブリカの利害という言説によつて、聴衆の支持を得ようとしている。聴衆は自らの利害を踏まえ、その枠組みのなかで選択をすることとなる。

このことはもうひとつの問題をはらんでいる。それはガビニウスによつて、食糧供給の問題とポンペイウスの大権賦与という問題が結びつけられており、問題設定のすり替えが行われていることである。たとえ食糧供給のために海賊討伐の必要があつたにせよ、反対者はそのこと自体に反対したのではなく、ポンペイウスへの権力の集中を避けることを主張していたにすぎない。そこには、海賊討伐の必要性を退けるものはない。

法案が可決され、ポンペイウスが軍務に就くことになると、高騰していた物価が低下したとプルタルコスが伝えている⁴⁴⁵。このことはガビニウスによるポンペイウスの就任⁴⁴⁶食糧不足の解消という問題設定が受容されていたことを示唆するものである。他の史料においても食糧供給とポンペイウスの大権賦与の問題が、海賊討伐の必要性ということを経由して結びつけられていることから、ガビニウスの問題設定が広く受容されていたことがわかる⁴⁴⁷。民衆は法案の起草者によつて問題を提起されることで自らの問題意識を言説化し、パブリック・オピニオンを形成する。こ

のような構図からは、ガビニウスのイニシアチブということがいえるように思われる。しかし、逆にいえば、彼は民衆の存在を無視しては自らの法案を成立させることはできないことを熟知しており、コンテイオを媒介にして「民衆の意思」を味方につけなければならず、そのことに規制されていたということもできる。

そこで、ガビニウスが意識せねばならなかった民衆とはコンテイオにおいてどのような存在であったか以下で見たい。

(2) 聴衆

コンテイオにおいては、民衆は聴衆として参加していた⁴⁶⁾。それでは、コンテイオに集まった聴衆とはどのような存在であったのか。コンテイオの聴衆とは誰であったのか、という問題に関しては明確な答えを提示することはできない。この問題については、マイヤー (Ch. Meyer)、ファンデルブロック (P. J. J. Vatherbroeck)、モーリセンといった研究者が検討しているが、結局のところ、おおよそのアウトラインとして都市民衆であったということがいえるにすぎない⁴⁷⁾。ガビニウス法についてのコンテイオの聴衆についても、史料には聴衆の社会構成などを示す表現はなく、どのような人々が参加していたのかはわからない。

史料において、聴衆を示す表現として「すべてのローマ民衆 *universus populus Romanus*」⁴⁸⁾や「ローマ市民よ *Kupitraz*」⁴⁹⁾という言葉が用いられている。実際の参加者の規模や構成を理解するうえで、これらの表現はそれほど意味を持つものではない。しかしながら、共和政ローマの政治文化におけるコンテイオの機能を理解するうえで、注目すべき表現であると思われる。というのも、ここで用いられている表現は、コンテイオの聴衆とは誰であったのかという問いには答えていないかもしれないが、誰がコンテイオの聴衆であるべきだったのかという問いの解答

を示しているからである。

ディオが用いている *Kuipitzi* という言葉は、ラテン語の *Quirites* の訳語である。この言葉はローマ市民団を意味し、*populus Romanus* とほぼ同義である。*populus Romanus*、*Quirites* という言葉はコンテイオの聴衆を示すものとして用いられる表現であり、特に *Quirites* は聴衆に対して呼びかけるときの常套句である。史料としてあげているキケロの『マニリウス法弁護』はそれ自身がコンテイオにおける演説であり、キケロは *Quirites* という呼びかけを二十四回行なっている⁸²⁾。ガビニウス法に関して触れている個所でキケロが「あなたがた」と呼んでいるのも、この *Quirites* ということになる⁸³⁾。

ヘルケスカムプ (K. I. Holkeskamp) は演説における *Quirites* という呼びかけによって、ローマ民衆が政治的行為者としてのアイデンティティを獲得すると指摘している⁸⁴⁾。コンテイオの聴衆は、*populus Romanus*、*Quirites* として共和政ローマの政治文化のなかに位置付けられ、レス・プブリカの利益を考える政治主体として行動することを要求されている。ディオが記しているガビニウスの演説のなかで、聴衆に向けて述べている、ローマ市民である「あなた方」は「国家にとって有益になることを選ば」なければならないという言葉は⁸⁵⁾、コンテイオの聴衆は政治主体としての *Quirites* として振舞うべきであるという共和政ローマの政治文化を端的に表現している。

このことは、実際に個々の民衆が政治的主体者として政治に積極的に参加していたことを意味していない。あくまで *Quirites* という集合体としての政治的役割であり、そのなかの一個人が政治主体として十分に振舞い得たかは疑問である。しかしながら、このような言説がなされる政治文化において、民衆という存在がまったく無価値であったと考えることはできない。政治主体として言説化されたコンテイオの聴衆は、演説者に圧力を加える存在として立ち現れる。演説者は政治主体である聴衆に対して、説明責任を果たす義務を負うこととなる。そこに、民衆が政治的な力

を持ちうる余地ができる。そして、それはコンテオでの政治家の演説における言説によって再生産される。そうした意味で、政治家自身が自らを規制する言説を創り出していったといえる。

民衆の政治的影響力について考える際、民衆の暴力ということが取り上げられる。ガビニウス法の成立過程においても民衆による暴力が行なわれている。ピソが民衆によって襲われ、殺害された事件がそうである。プルタルコスは、ピソがポンペイウスをロムルスになぞらえた演説をしたことによって民衆に反感を与えたため、襲撃されたとしている⁸⁹。

またディオが伝えている元老院襲撃事件では、元老院の法案に対する否定的な態度を知った民衆が元老院議場を襲っている⁹⁰。史料では、襲撃が行なわれる前にコンテオがあつたとは明言されていないが、既に述べたように、ガビニウスによるコンテオでの演説を通して、民衆は法案に対する元老院の態度を知らされた可能性がある。

ここにあげた法案成立過程で起こった二つの民衆による暴力事件は、いずれもコンテオでの演説を引き金としていいる。元老院の襲撃の場合はガビニウスによる煽動的要素が強いが、ピソの場合は演説の内容自体に民衆が怒りを示している。ここからコンテオと暴力の結びつきは、単に「煽動」によるものだけではなく、聴衆の演説者への反発という形で現れることもあつたことが示唆される。このことは、コンテオにおいて演説者と聴衆のあいだに緊張関係が存在したことが想定できる。この緊張関係から生まれた聴衆の反発は、ディオが述べている元老院、護民官の沈黙にみられる（潜在的なものも含む）反対者に対する「沈黙効果」をもたらし⁹¹。

しかし、コンテオの聴衆は暴力のような実力行使によつてのみ、演説者に圧力をかけていたわけではない。彼らは演説に対する反応という方法で自らの「意思表示」を行い、演説者に対して圧力をかけることができた。ガビニウス法の成立過程におけるコンテオの聴衆の反応は、その影響力を考えるうえで特徴的な事例である。

ロスキウスの演説においては、彼が演壇に登場した時点で、既に聴衆は演説を聴く状態ではなく、コンテイオにおいて騒ぎ立てることで演説者であるロスキウスへの反発を露わにしている。ロスキウスは言葉を発することを諦めざるを得ず、指を使つてでしか、ポンペイウスひとりに権限を与えるべきではないという主張を示すことができなかつた。そして、その身振りを見た聴衆はさらなる怒号をもつてロスキウスに応えている⁶⁸⁾。

カトゥルスの場合には「静粛」をもつて聴衆に迎えられている。聴衆が沈黙し、演説を傾聴することは、聴衆の演説者に対する敬意の現れであり、カトゥルスは聴衆から好意と尊敬の念を受けていたことがわかる⁶⁹⁾。ロスキウスの事例と対比すると、コンテイオにおいて演説がまともに行きかたといふことさえも、聴衆の判断に委ねられることになる。聴衆から好意的に迎えられたカトゥルスであつたが、ロスキウスほど露骨な反発は示されないうにせよ、彼の法案への反対演説に対して聴衆の不満の声があげられた。カトゥルスがポンペイウスを失ふことの損失を説き、その代わりになりうる人物がいるのかと聴衆に問いかけると、聴衆から「あなただ」という返答がなされ、カトゥルスは聴衆を説得することを諦めている⁷⁰⁾。ここでは、演説者と聴衆による質疑応答という形でのコミュニケーションがなされており、文字どおり、聴衆の意見表明が行なわれている。

これらふたつの演説は法案成立過程の最終局面で行なわれており、そこで聴衆の反応は法案可決を決定づけるものであつた。こうした民衆の反応は、先に述べた暴力の場合と同様、演説者と聴衆のあいだに緊張関係を創り出している。コンテイオにおけるこの緊張関係が聴衆の政治的な力として機能し、民衆からの反対者に対する圧力となつて法案成立を牽引した。

民衆の創り出した「沈黙効果」、それは「世論」と言い換えることもできるが、それが大きな影響力を持ち得たことはガビニウス法以降の展開にひとつの視点を与えている。ガビニウス法が成立した翌年、ポンペイウスの権限が拡

大された。その成立過程において、ガビニウス法に見られたような法案成立をめぐる両陣営の激しい対立は伝えられていない。これは政治上の現実的な対応の必要性とも考えられるが、ガビニウス法の成立過程での民衆による世論の形成が際立った反対活動を封じ込めたということもできる。

おわりに

最後に、ガビニウス法のコンティオを通して見えてくる共和政ローマの政治文化についてまとめておきたいと思う。コンティオにおける政治家、すなわち演説者は支持・反対の立場を問わず、演説を通し、自らの政治的価値観、あるいはレス・プブリカの利益について言説化を行っていた。

これに対して、聴衆はまったくの客体であったのか。モースティン・マークスは、「コンティオにおける叫び声やそれに続く民会の投票が民衆に「声」を与えているなら、演説者であるエリートの構成員は彼らに言葉を与えていた」という表現で、演説者と聴衆の関係を述べ、そのイニシアチブを演説者側に与えている⁽⁶⁾。

しかしながら、ガビニウス法の成立過程を見ると、民衆の「声」の部分をもう少し積極的に評価できるのではないだろうか。民衆の「声」自体が演説者たるエリートによって与えられたものであるにせよ、演説者は民衆の「声」の存在を意識せねばならず、さらに自ら民衆に与えた言葉によって創りだされた民衆の「声」に規定されていくものとして捉える事もできる。それは、まさにコンティオという場において政治主体として言説化された聴衆の存在、場合によっては暴力という実力行使によって演説者が襲われる可能性、そして聴衆からの反発を演説に対する反応という形で直接受けることによって演説者も緊張にさらされていた。このようなコンティオの性質を捉えるには、演説者で

ある政治家と聴衆である民衆のどちらかにイニシアチブがあるという見方をするよりも、「政治家のヘゲモニーと民衆の政治的な力が交錯する場」として考えたほうがより有効であるように思われる。そして、それが帝国経営、権力の集中という問題の端緒ともいえるガビニウス法をめぐるコンテイオからうかがえることは、今後共和政末期から元首政への移行期を考察するうえで、コンテイオとそこでの演説者と聴衆の関係を重要なファクターとして俎上にあげる必要性を提示するものである。

註

- (1) Dio, XXXVI, 23, 4-5; Plut., *Pomp.*, 25, 2-3.
- (2) Dio, XXXVI, 23, 1-3; cf. G. Rickman, *The Corn Supply of Ancient Rome*, Oxford, 1980, pp. 49-53; L. Thommen, *Das Volkstribunat der späten römischen Republik*, Stuttgart, 1989, S. 57 f. また食料問題とポンペイウスの大権の関係については、宮澤麻子「ローマ共和政末期の『異例の命令権』—ガビニウス法(前六七年)の検討—」『法政研究』第七〇号(四)「二〇〇四年」二二六三—二二八三(四八一—五〇二)頁。
- (3) A. N. Sherwin-White, "Ucullus, Pompey and the East", *CAH*², vol. IX, Cambridge, 1994, pp. 229-273.
- (4) P. A. Brunt, *The Fall of the Roman Republic*, Oxford, 1988, p. 472 f.; T. P. Wiseman, "The Senate and the Populares, 69-60 B. C.", *CAH*², vol. IX 2, pp. 329-333.
- (5) 共和政の政治文化を考察する文脈で「コンテイオ」あるいは演説などについての主な研究としては以下のものがあげられる。F. Millar, "The Political Character of the Classical Roman Republic, 200-151 BC", *JRS*, 74, 1984, pp. 1-19 (以下「ミリアー」); Millar, "The Political Character", 同; id., "Politics, Persuasion and the People before the Social War (150-90 BC)", *JRS*, 76, 1986, pp. 1-11; id., "Political Power in Mid-Republic Rome: Curia or Comitium?", *JRS*, 79, 1989, pp. 138-150; id., "Popular Politics at Rome in the Late Republic", in: I. Malkin, and Z. W. Rubinson (ed.), *Leader and Masses in the Roman World: Studies in Honor of Zvi Yavetz*, Leiden/New York/Köln, 1995, pp. 91-113 (以下「ミリアー」); Millar, "Popular Politics", 同; id., *The Crowd in Rome in the Late Republic*, Ann Arbor, 1998 (以下「ミリアー」); Millar, *The Crowd in Rome* (以下「ミリアー」); E. Flaig, "Entscheidung und Konsens: Zu den Feldern der politischen

Kommunikation zwischen Aristokratie und Plebs", in: M. Jhene (ed.), *Demokratie in Rom? Die Rolle des Volkes in der Politik der römischen Republik*, Stuttgart, 1995, S. 77–127 (以下「*Demokratie in Rom?*」); K.-J. Helleskamp, "Oratoris maxima scaena: Reden vor dem Volk in der politischen Kultur der Republik", in: *Demokratie in Rom?*, S. 11–49; F. Pina Polo, "Procedures and Functions of Civil and Military comitones in Rome", *Klio*, 77, 1995, S. 203–216; id., *Contra arma verbis: Der Render vor dem Volk in der späten römischen Republik*, Stuttgart, 1996; A. J. E. Bell, "Cicero and the Spectacle of Power", *JRS*, 87, 1997, pp. 1–22; H. Mourisen, *Plebs and Politics in the Late Roman Republic*, Cambridge, 2001, pp. 38–62; R. Morstein-Marx, *Mass Oratory and Political Power in the Late Roman Republic*, Cambridge, 2004.

『羅馬史』(以下「*羅馬史*」) 卷五十九「一〇〇三」
 一〇〇三「一〇〇三」
 一〇〇三「一〇〇三」

- (9) Ex. E. M. Sanford, "The Career of Aulus Gabinius", *Transactions and Proceedings of the American Philological Association*, 70, 1939, pp. 64–92; R. Syme, *The Roman Revolution*, Oxford, 1939, pp. 29–32; M. Gelzer, *Pompeius*, München, 1959, S. 68–129; E. Badian, "The Early Career of A. Gabinius (cos. 58 B. C.)", *Philologus*, 103, 1959, S. 87–99; E. S. Gruen, *The Last Generation of the Roman Republic*, Berkeley/Los Angeles/London, 1974, p. 52, 62 f., 66, 131; R. Seager, *Pompey the Great*, Oxford, 1979, pp. 40–52.

(7) Brunt, op. cit., p. 33, 44, 49, 76, 472 f.

(8) Millar, "The Political Character", p. 3.

(9) Millar, "Popular Politics", p. 101 f.; id., *The Crowd in Rome*, pp. 73–93.

(10) Millar, *The Crowd in Rome*, p. 84, 92.

(11) Mourisen, op. cit., p. 47 f., 52.

(12) Morstein-Marx, op. cit., pp. 179–188.

(13) 『ローマ史』(以下「*ローマ史*」) 卷五十九「一〇〇三」
 一〇〇三「一〇〇三」
 一〇〇三「一〇〇三」

(14) Dio, XXXVI, 23, 5.

(15) Dio, XXXVI, 23, 4; Plut., *Pomp.*, 25, 2.

(16) Dio, XXXVI, 23, 5.

- (17) Dio, XXXVI, 24, 1; Plut., *Pomp.*, 25, 3.
 (18) Dio, XXXVI, 23, 5.
 (19) Cic., *Man.*, 44.
 (20) Dio, XXXVI, 24, 1; Plut., *Pomp.*, 25, 3-4. Cf. O. D. WATKINS, "Caesar Solus? Senatorial Support for the Lex Gabinia", *Historia*, 36, 1987, S. 120-121. ロンキヌスはカエサル以外の元老院議員が法案に反対したわけではない可能性を指摘している。しかしながら、その大半が反対していたことには変わりない。
 (21) Plut., *Pomp.*, 25, 4.
 (22) Dio, XXXVI, 24, 3.
 (23) Dio, XXXVI, 24, 1-2.
 (24) Morstein-Marx, op. cit., pp. 179-180.
 (25) Dio, XXXVI, 25, 1-29, 3.
 (26) Dio, XXXVI, 24, 1.
 (27) Ascon., 72 C; Dio, XXXVI, 30, 1-3.
 (28) Morstein-Marx, op. cit., pp. 124-126.
 (29) Plut., *Pomp.*, 25, 3.
 (30) Dio, XXXVI, 27, 1-29, 3.
 (31) 註(3)参照。
 (32) Dio, XXXVI, 27, 1-2。ポンペイウスの演説を受けてガビニウスが演説を続けていることが記されている。これは、護民官であるガビニウスがコンティオを主催し、私人であったポンペイウスをコンティオに召還して演説をさせていると考えるのが妥当。拙稿「前掲論文」一五一頁以下参照。
 (33) Dio, XXXVI, 30, 4-5.
 (34) Morstein-Marx, op. cit., p. 180 f.
 (35) Dio, XXXVI, 24, 5-25, 1.
 (36) Dio, XXXVI, 25, 1.

- (37) Dio, XXXVI, 27, 1-3.
- (38) Plut., *Pomp*, 25, 4.
- (39) Cf. Dio, XXXVI, 24, 3; Morstein-Marx, op. cit., p. 95, 165, 180.
- (40) Plut., *Pomp*, 25, 6; cf. Dio, XXXVI, 30, 3.
- (41) Cic., *Man*, 52.
- (42) Dio, XXXVI, 36 a; cf. Cic., *Man*, 59; Plut., *Pomp*, 25, 5-6.
- (43) Dio, XXXVI, 30, 4-5.
- (44) Ex. Holkeskamp, op. cit., S. 35; Mourisen, op. cit., p. 46.
- (45) Plut., *Pomp*, 26, 2.
- (46) 註(2)参照。
- (47) ついでに政治家(官職経験者)ではない者という広い意味で「民衆」という言葉を使っている。コンテियोにおいては聴衆として参加する場合、ローマ市民権は必要ではなく、そのため必ずしもコンテियोの聴衆≡ローマ市民ということではない。ごく稀に官職にまわったくじられたことがないと思われる人物がコンテियोで演説することがあったが、それらは例外的な事例であり、民衆は聴衆という形で参加することが一般的であった。拙稿「前掲論文」一五二—一五五頁。
- (48) Meier, *Res publica amissa*, Wiesbaden, 1966, S. 114-115; Vanderbroeck, *Popular Leadership and Collective Behavior in the Late Roman Republic* (ca. 80-50 B. C.), Amsterdam, 1987, pp. 86-93; Mourisen, op. cit., pp. 39-40; cf. 拙稿「前掲論文」156-160頁。
- (49) Cic., *Man*, 44.
- (50) Ex. Dio, XXXVI, 25, 1; 27, 1.
- (51) Cic., *Man*, 1; 2; 10; 14; 17; 21; 22; 25; 27; 36; 37; 42; 45; 46; 48; 49; 58; 64; 65; 67; 68; 71.
- (52) Ex. Cic., *Man*, 44; 59.
- (53) Holkeskamp, op. cit., S. 36-41. コンテियोの聴衆は「ローマ市民権保有者とは必ずしも一致しない」。Cf. 拙稿「前掲論文」一五六—一六〇頁。
- (54) Dio, XXXVI, 27, 1.

- (56) Plut., *Pomp*, 25, 3 ; cf. Dio, XXXVI, 24, 3.
- (57) Dio, XXXVI, 24, 1-2.
- (58) Dio, XXXVI, 24, 1.
- (59) Dio, XXXVI, 30, 3 ; Plut., *Pomp*, 25, 6.
- (60) Plut., *Pomp*, 25, 5. cf. 拙稿『前掲論文』一六六―一六七頁。
- (61) Cic., *Man.*, 59 ; Dio, XXXVI, 36 a ; Plut., *Pomp*, 25, 5-6.
- (62) Morstein-Marx, op. cit., p. 281.